

社会福祉法人 伊是名村社会福祉協議会 評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 伊是名村社会福祉協議会の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日額報酬)

第2条 評議員には、評議員会に出席するなど、勤務実態に応じて下記のとおり日額報酬を支給するものとする。

日額報酬	2,000 円
------	---------

(費用弁償)

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、次に定める費用を弁償する。

交通費	1,000 円
-----	---------

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。